

諮問庁：独立行政法人国立高等専門学校機構

諮問日：平成30年4月11日（平成30年（独個）諮問第19号）

答申日：平成31年2月15日（平成30年度（独個）答申第41号）

事件名：特定年度に行われた本人の個人情報の調査依頼に関する文書の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成30年2月23日付け29高機総第135号により独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

開示決定した未開示の情報が存在している状態での不訂正処分である。これだけで理由は十分である。

特定年月Aの運営会議議事録の不開示は故意である。ミスであれば訂正請求での指摘後すぐに開示する。しかし、不開示のまま不訂正決定を行った。不正である。

機構が不正はないと主張するには、審査会へ未開示の運営会議議事録を提出し、この議事録を審査請求人に開示しなかった理由の説明も行う。審査請求人がここに記すべき理由には、機構から審査会経由で得る議事録が必要である。

審査請求人の理由を特定高専内で公開した状態に出せば、その理由を肯定するものはいるが否定できるものはいないことを機構は理解している。

（2）意見書（資料は省略）

ア 初めに

本件の審査請求は不訂正処分に対して行ったものである。であるから、諮問事件名に関係なく、不訂正理由（資料1）を否定する意見を出す。不訂正理由の一つを否定すれば不訂正理由全体の否定となるので、不訂正理由の一つだけを否定すれば十分である。

意見の出し方は二通り存在する。諮問書の主張に反論する方法と、機構の論理に乗らずに独自に意見を述べる方法である。後者の方法で意見を出す。

最後の不訂正理由、「本文書は、特定高専が設置した特定高専の特定調査WGが行った特定調査の報告書（資料2，以下「調査報告書」とする。）であり、不正の手段により取得したのではなく、また、また内容が事実でない判断できる情報はない」の「不正の手段はない」と「事実でない判断できる情報はない」を否定する。

以下、ページ番号は調査報告書であり、他の資料は資料番号を記す。

イ 訂正しない理由について

「不正の手段で取得したものでなく」「内容が事実でない判断できる情報はない」を否定するとき、特定高専の外ではわからない前提情報がある。例えば、「（略）」（○ページ，○）の「（略）」などは、特定高専内では説明抜きでわかるが、特定高専の外では説明が必要になる。この説明を入れると、本題と前提のどちらの説明なのか分かりにくい。前提を信じていいかの問題も生じる。報告書にある嘘も同様である。そこで、特定高専の外でも分かる範囲での指摘に留める。

（ア）「不正の手段で取得したものでなく」について

機構の主張は「運営会議によって調査WGを設置し、運営会議で調査報告書を承認した」だけが不正でない根拠である。

a 調査委員選出の不正

調査報告書の（氏名及び押印省略）だけで説明不要である。運営会議議事録（資料3）にも調査WGの氏名はない。特定高専には（氏名及び押印省略）を特定した情報の保有がないことを確信する。

b 承認の不正

調査WGは調査報告書の報告者であり、承認者である。不正はこれで終わらない。調査報告書の標題を審査請求人の（略）の規則違反をわからないようにした（資料6，立証趣旨）だけでなく、調査報告書そのものを運営会議に提出していない。資料1～3が調査報告書であれば、わざわざ資料1～3とする必要はない。

c 調査対象資料の不正，その1，特定高専が保有する資料

調査事項（○ページ）「（略）」の調査対象は特定高専が保有する資料である。ところが調査したのは、「関係者資料」（○ページ）「（略）」（○ページ）「（略）」（○ページの○）の資料である。特定高専には「訓告」に関する資料の保有がなく、このことを調査WG座長は知っている。

d 調査対象資料の不正，その2，当人の資料

cの関係者資料に当人（審査請求人）の資料がない。資料5，○枚目の「（略）」とある。当人の資料を当人は知らない。

e 調査対象資料の不正，その3，特定校長の資料

関係者資料に特定校長が存在しない。「（略）」（○ページ）は特定高専が保有している情報か，特定校長の情報でなければならない。校長に係るその他の情報も同様である。

f 調査した答案にかかわる不正

（略）（○ページ，○）だから保管してあるかも不明である。しかし，照会メール別紙（○ページの○枚後）をみると調査WG座長は保管者をわかっている。調査WG座長は誰か，推理は容易である。

更なる不正は，（略）を廃棄している（過去の保有個人情報開示請求で確認）。（略）。訓告の時点で廃棄してはならない。

g シラバスを利用した不正

（略）は，『（略）』（○ページ）としている。しかし，シラバス（最後から○，○枚目）によれば，「（略）」が評価するのは不可能である。参考に他の教員のシラバスも入れておく。

h 騙し（不正）のプロ

あえて，こう記す。騙しは不正である。プロの騙し方は常人には想像外である。かつ，騙し先は校長である。調査報告書には校長の命令，指示が多くある。かつeにあるように，校長から情報を入手していない。

事実関係の概要に重要な情報を抜いている。（略）は○ページ，○にあるにも係らず（略）がない。特定月日の○（○ページ）で（略）を行いと簡単に記してあるが，（略）のデータをどのように入手したのかについては全く記載がない。騙しの手段，不正がある。

(イ) 「内容が事実でない」と判断できる情報はない」について

a 疑義の情報は事実でない

「（略）」（○，○ページ，）が発端であるにもかかわらず学生に疑義を調査していない。学生に何の対応もとっていない。この疑義の内容を聞こうとすると，「（略）」（○ページ）と

なる。

- b (略)は事実でない, その1
(略)は事実関係の概要の後, ○, ○, ○, ○, ○, ○, ○ページと何度も出てくる。ところが, 事実関係の概要のどの(略)を示しているか不明である。
(略)
- c (略)は事実でない, その2
(略)(○ページ)。同じページで「(略)」としているが, (略)は審査請求人が原因ではない。(略)
- d (略)は事実でない, その3
(略)の方法をみると, 「(略)」(○ページ), これが, 「(略)」(○ページ)ことによる評価方法である。説明不要。○ページには「(略)」のデータ入手法の記載もない。
- e 教員会議の情報は事実でない
嘘は指摘しないとしたが, ○ページ(○)教員会議で「(略)」は嘘である。特定高専で確認すればこの嘘はすぐにわかる。
このWGメンバー全員はこの教員会議の出席者である。それにも係らず(略)で「(略)」「(略)」と第三者のように装っている。これ以上の説明は不要である。
- f 意味のない調査より得られるものを意味ある結果とするのは事実でない
「(略)」(資料4)を無視しても, ○, ○ページの下線部分と○ページの○枚後の表を見れば「○」(○ページ)となる調査ではない。
- g (略)に違反は事実でない
(略)は規則等, ルールなどと変え, 違反が何度も出てくるが, 規則のどこに違反したのかの指摘は全くない。「(略)」(○ページ)の遵守していない規則も不明である。最後の規則違反の文字は○ページであるが。ここでは論理のすり替えを行っている。後にある特定号証にあった教務手帳の(略)も調査報告書に入れているので規則違反がないことがわかる。
- h 詐欺師のような論理で構成された内容は事実でない
「(略)」(○ページ)について, この部分全体を読めば説明はいらない。
- i 「(略)」は事実でない
ここでは当人の主張内容を当人でないものから取得している。このことを除いても, 最後の結論「(略)」(○ページ)に至る論理は多くの矛盾があり, 事実でない。ここも説明はいらな

い。

j 「(略)の妥当性について」の異常な論理は事実とできない
○ページの後半から○ページの論理の進め方も説明がいない。

k 「(略)」(○ページ)は事実でないことを隠す方法である
hで詐欺師という語を用いたが詐欺師が騙しているとはいわない。まともそうな語で終わるのも騙しのテクニックである。

ウ 関係訴訟

諮問書に「審査請求人がこれまでに独立行政法人国立高等専門学校機構を相手取って行われた関係訴訟」(以下「関係訴訟」とする。)を出した。

調査報告書は最初の関係訴訟の特定号証(資料6)である。証拠説明書での標目は「(略)」で、立証趣旨は「(略)」である。最初の証拠説明書から矛盾がある。

機構がもっとも隠したいのは控訴理由書(資料6)である。控訴人は機構である。審査請求人は(略)。そして、その表紙部分に既に「訓告」,「特定調査WG報告書」(調査報告書)の文字がある。甲の文字もある。調査報告書について、甲、乙それぞれの立場で主張した内容は出さなくても想像付く。調査報告書の○枚目にも特定号証の文字がある。○ページである。審査請求人の主張を見た後の関係訴訟では、○ページまではまずいと証拠から抜いた。

機構が関係訴訟で提出した証拠を保有個人情報開示請求すると審査請求人以外の情報として不開示としたものが多かったことを記しておく。

関係訴訟での機構の情報源は(氏名及び押印省略)である。もう一名の情報提供者も運営会議出席者である。審査請求人を特定高専に入れると関係訴訟での機構の主張の真実が明らかになる。だから審査請求人を立入禁止(資料7)にするしかない。

エ 終わりに

この審査請求の元となる保有個人情報開示請求は平成29年10月2日と「特定諮問事件」の裁決の前である。この件で機構が「原処分は妥当」と裁決する確信があった。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 これまでの経緯

審査請求人は、元機構特定高等専門学校(特定高専)教員で、特定年度において、特定クラスの特定科目等の授業を担当していた。(略)について、特定高専校長は、審査請求人が提出した(略)に疑問が生じたため、(略)の説明を求めたが、明確な返答をせず、その後も特定高専の信頼を損なう内容のHPの公開、勤務命令に従わない言動、特定高専教員への迷

惑行為及び授業妨害行為などを繰り返したため、特定年月日A諭旨解雇処分となり、特定年月日Bをもって解雇された。

審査請求人は、これまで多くの保有個人情報開示請求や懲戒処分の不服申立、損害賠償請求訴訟、個人情報の開示請求に係る不開示決定取消請求訴訟、公表情報の虚偽認定請求訴訟等（別紙1（略））を起こしているがすべて、裁判において敗訴となっている。

これらは、すべて懲戒処分に端を発したものであり、本件請求もその一端である。

2 決定についての考え方とその理由

(1) 文書1の開示文書について

本文書は、審査請求人に対し、機構事務局人事課人事第一係が訓告への不服申立ての制度について通知した文書であり、不正の手段により取得したものではない。

(2) 文書2の開示文書について

本文書は、機構事務局人事課人事第一係に対し、審査請求人が送付した特定高専校長への懲戒審査を請求した文書であり、不正の手段により取得したものではない。

(3) 文書3の開示文書について

本文書は、審査請求人が機構事務局人事課人事第一係へ特定高専校長の懲戒請求に関して手続きを問い合わせた文書であり、不正の手段により取得したものではなく、また、内容が事実ではないと判断できる情報はない。

(4) 文書4の開示文書について

本文書は、特定高専が設置した特定高専の特定調査WGが行った特定調査の報告書であり、不正の手段により取得したものではなく、また、内容が事実ではないと判断できる情報はない。

(5) 文書5の開示文書について

特定年月Aの運営会議議事録には審査請求人の個人情報は含まれておらず、審査請求人の開示請求の意図するところから、審査請求人の個人情報に関してWGの調査結果が決議されたことが分かる法人文書として、特定年月Bの特定の運営会議議事録を特定したものであり、不正の手段により取得したものではない。

以上のとおり、開示文書は、法5条に反することなく適正に取得した情報であり、審査請求人を本人とする保有個人情報の内容が事実でない認められる情報はないことから、不訂正とした。

3 その他

審査請求人は、平成29年11月1日付け29高機総第95号「保有個人情報開示決定通知書」により開示を受けた保有個人情報について、保有

個人情報の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。これに対して、機構は、上記2にあるとおり、不訂正決定を行った。また、再度、法人文書の特定を行った結果、特定年月Aの特定高専運営会議議事録を新たに特定し、追加して開示決定（平成30年3月2日付け29高機総第140号）を行った（別紙2（略））。今回の審査請求は、この開示決定が審査請求人に届く前に行われたものである。特定年月Aの特定高専運営会議議事録の開示決定を行ったことにより、審査請求人の審査請求の理由はなくなったが、審査請求人は、この開示決定を受けて、改めて「保有個人情報開示決定（29高機総第140号）について」（別紙3（略））をファックスにて機構へ送付し、不訂正決定の取消を求めている状況である。

今回の審査請求について、審査請求人は、特定年月Aの運営会議議事録が開示決定されていないことを理由に挙げているが、これは、本審査請求の対象となっている平成29年11月1日付け29高機総第95号「保有個人情報開示決定通知書」で開示決定した法人文書以外の法人文書を理由としており、不訂正決定の審査請求の理由となっていない。また、審査請求人が不作為と主張する特定年月Aの運営会議議事録の不開示については、平成30年3月2日付け29高機総第140号「保有個人情報開示決定通知書」で追加の開示決定をしており、実質的にも審査請求の理由はない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月14日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成31年1月21日 審議
- ⑤ 同年2月13日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が審査請求人に対し別途開示決定した本件対象保有個人情報について、別紙の2に掲げる内容の訂正を求めるものであり、処分庁は、本件訂正請求について、訂正をしない決定（原処分）を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当とすることから、以下、本件訂正請求の訂正請求対象情報該当性（法27条）及び訂正の要否（法29条）について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

本件訂正請求は、審査請求人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき、処分庁から開示を受けた、自己を本人とする保有個人

情報について行われたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 訂正請求については、その対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないと判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた独立行政法人等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) 本件訂正請求は、文書1ないし文書5に記録された情報について訂正を求めているものと認められ、これらが訂正請求の対象となる「事実」に当たらないと認めることはできないが、審査請求人が訂正すべきとする保有個人情報について、審査請求人の認識に沿った事実認定等への変更を求める主張等は提出されているものの、訂正請求の対象とされた保有個人情報の各記載が「事実でない」と判断するに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを根拠付ける資料の提出があったとは認められず、また、審査請求人が求める訂正がなされなければ、記載されている情報が事実と反することとなるとすべき事情も認められない。

したがって、本件訂正請求について、訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

(別紙)

1 本件対象保有個人情報記録された文書

- 文書1 特定年月日C付け「訓告不服申立てについて」
- 文書2 特定年月日D付け「特定高専校長に対する懲戒審査請求書」
- 文書3 特定年月日E付け「懲戒請求の手続きの問い合わせ」
- 文書4 特定調査結果報告書
- 文書5 特定の運営会議議事録

2 本件訂正請求書における「訂正請求の趣旨及び理由」の記載内容

(1) 趣旨

(略)に関する審査請求人の保有個人情報は法5条に違反して取得した情報であり、法に違反して取得した請求者の保有個人情報はすべて虚偽と訂正する。

(2) 理由

開示決定通知で「(5) 特定年月Aの特定高専運営委員会の議事録のうち、請求者の個人情報に係る部分」は全部開示としたのであるから、特定年月日Fの運営会議議事録でなければならない。しかし、開示の特定の運営会議は特定年月Bであり開示決定情報と異なる。開示決定した特定年月日F運営会議議事録は白紙を開示し、この白紙に請求者がどのような情報を書き込もうとも機構はその内容をすべて認めると扱わなくてはならない。機構がこれを否定する合理的説明をしない限り以下の理由説明は不要である。

開示情報にある「事実関係の確認について(照会)」(以下、照会メール)では「国立高等専門学校機構本部からの調査依頼により特定調査WG(以下、WG)を立ち上げた」ことになっている。ところが、「2(1)高専機構本部から特定高専への請求者の個人情報についての調査依頼書面」の不開示の理由は不存在である。即ち、機構本部からの調査依頼はなかった。「(3)-1(1), 3-3, (4)」の不存在は「高専機構本部からの依頼」がなかったことを更に裏付ける。しかし、特定年月日Gの校長室に同席したNは審査請求人に2(1)が存在することを口頭で伝えている。Nが書面化、録音を拒否したので証明できない。ただ、この事実を教職員に伝えたので教職員より証言を得られる可能性はある。

特定年月日Fの運営会議議事録にはWG設立の経緯、4名のWGメンバーと共に「高専機構からの調査依頼」が不存在の2(1)と別の依頼があったのか、不存在を存在としたのかなどの記載がある。Nが審査請求人に伝えた情報に関するものもある。議事録に虚偽記載や欠落があればこれらの事実矛盾を生じる。

照会メールは書面でなく人事係からのメール送信である。WG座長を不明にし。（原文ママ）Sが自身の情報を同一人であるWG座長が公正に取得したものとみせるためである。他の教員への照会メールは多くの客観的情報を取得した見せかけのため寄せられた利用する気は最初からない。であるから、報告書にある【関係者資料】即ち（開示情報に存在する）返信メール情報と報告書内容は相反する。特定の運営会議議事録は開示請求情報でないので深い言及は避けるが、（１）（２）にどのような審議があったのかも不明である。議事録とはこの審議の過程の記載なければならない。

この請求によっても、審査請求人の（略）という保有個人情報の訂正をしないときは、開示決定した特定年月日Fの運営会議議事録を開示することを最初に行わなければならない。その後、特定高専で訂正の可否の調査が行われなければならない。審査請求人はその調査に応じる用意はある。特定高専で構成かつ透明性のある調査が行えるように、審査請求人の個人情報である開示情報全てを特定高専教員に公開することは可能である。